

令和2年度救急業務のあり方に関する検討会の検討状況について

消防庁救急企画室

はじめに

消防庁救急企画室では、高齢化の進展を背景として救急需要が増大する一方、救急隊の増隊には限界があるなか、救急業務の円滑な実施と質の向上や、救急車の適正利用の推進等、救急業務を安定的かつ持続的に提供し救命率の向上を図ることを目的に、「救急業務のあり方に関する検討会」を開催しています。令和2年度における検討会（座長：有賀 徹 独立行政法人 労働者健康安全機構理事長）では、救急業務を取り巻く諸課題やその対応策について、有識者を交えて3回にわたり検討を行う予定とし、第1回検討会を5月21日に開催した後、各課題について、検討部会、ワーキンググループ及び連絡会において議論を進めていますので、これまでの検討状況について報告します。

1 検討の背景と目的

令和元年中における全国の救急自動車による救急出動件数は約664万件、搬送人員は約598万人（速報値）で、いずれも過去最多を更新しました。

救急出動件数の増加等を要因に、救急活動時間は延伸傾向にあり、平成30年中の病院収容所要時間（119番通報を受けてから医師に引き継ぐまでに要した時間）は39.5分（前年比0.2分増）となっています。令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響で救急出動件数等も一定数減少することが見込まれますが、今後、高齢化の進展などを背景に再度増加に転じると考えられます。

このような状況下でも、救急業務を安定的かつ持続的に提供していくことが必要であり、その実現に向けた課題に対応するため、今年度の検討会では、「救急業務の円滑な実施と質の向上」、「救急車の適正利用の推進」、「その他」の分類に沿って、救急業務におけるメディカルコントロール（以下「MC」という。）体制のあり方をはじめとした各検討事項について、以下のとおり検討を行っています（図1参照）。

令和2年度 救急業務のあり方に関する検討会 検討事項 ※令和2年9月現在	
<p>高齢化の進展等を背景とする救急需要の増大の対応や救急業務の質の向上を図るため、「救急業務の円滑な実施と質の向上」や「救急車の適正利用の推進」等について検討を行う。</p>	
救急業務の円滑な実施と質の向上	
<p>1. 救急業務におけるメディカルコントロール体制のあり方（WG（その下に小会合を2つ）） 救急救命士の行う救急救命処置の質の担保から始まり、搬送先選定の基準策定など、拡大してきたMC体制について、昨年度検討会における検討結果を踏まえ、求められる役割を十分担えるように、課題の解決及び今後のあり方について、深掘りした検討を行う。 検討に当たっては、MC体制の現状を踏査しつつ、今後のあり方全般についての検討を行うWGを設置するとともに、当該WGの下に、昨年度抽出したいわゆる「コア業務」における課題解決に向け、「オンラインMC小会合」及び「再教育小会合」を設置し、検討を深める。</p>	
<p>2. 救急活動におけるICT技術導入（連絡会） 救急現場での活動時間短縮等を目的に、IoTを活用した傷病者観察情報のデジタルデータ化、RPA等の先進技術を活用した情報の自動入力等スマート化などを検討する連絡会を設置し、消防本部の協力を得て実証実験を行い、成果を提示し導入を促進する。</p>	
<p>3. 蘇生ガイドライン改訂への対応（WG） 2020年は、5年に一度、国際的に統一した蘇生ガイドラインが公表される年に当たる。蘇生ガイドライン改訂に伴う諸課題に関する調査・分析を行うとともに、明確な情報収集に努め、改訂に対応する提案を行う。 <small>（なお、令和2年5月28日、日本蘇生協議会（JRC）は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、国際的な蘇生ガイドライン改訂を受けた日本蘇生ガイドライン2020の作成を当初の予定から少なくとも半年間延期すると発表し、ドラフト版作成は令和3年3月の予定とされた。このことから、一般市民・通信指命員・救急隊が行う心臓蘇生法等に係る各業務の改訂作業等については、ドラフト版作成後の令和3年3月以降に速やかに検討を開始する（ドラフト版作成前は改訂のスキームを検討予定）。）</small></p>	
救急車の適正利用の推進	
<p>4. 救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた検討（部会） 救急安心センター事業（#7119）は、これまでの検討会において事業の普及、広報及び既存団体の質の向上などに取り組んできたが、令和2年3月現在、16地域での実施にとどまっている。住民に対して安心・安全を与えることのできる事業であることから、更なる普及を促進するため、部会を設置し、抜本的な検討を行う。</p>	
その他	
<p>5. 救急隊の感染防止対策（WG） 今般の新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえ、救急隊における感染防止対策に資することを目的として「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.1.0）」の改訂等について検討を行う。</p>	
<p>6. その他（報告事項） 救急業務に関するフォローアップとして、全国の都道府県を4年間で訪問する。訪問先都道府県で課題が顕在化している消防本部を個別訪問し、各地域の課題をより深く把握するとともに、救急業務の円滑な推進に資するための必要な助言を行う。あわせて、これまで消防庁から発出した通知に対する取組状況等についても調査を行う（今年度は1年目）。 救急安心センター事業（#7119）担当者及び普及促進アドバイザーによる現状及び実態を互いに把握するための連絡会の報告を行う。</p>	

図1 令和2年度救急業務のあり方に関する検討会 検討事項

2 各検討事項の検討状況

(1) 救急業務におけるMC体制のあり方

令和元年度救急業務のあり方に関する検討会において、「オンラインMC」、「事後検証」及び「再教育」の3つの事項で解決すべき課題が抽出されたことを受け、今年度はワーキンググループ及び小会合を設置し、これらの課題の解決に向けた議論を行うとともに、課題の背景にあるMC体制の役割を整理、検討することとしています。

具体的には、MC体制の現状を俯瞰しつつ、今後のあり方全般についての検討を行うWGを設置するとともに、当該WGの下に、昨年度抽出したいわゆる「コア業務」における課題解決に向け、「オンラインMC小会合」及び「再教育小会合」を設置し、検討を進めています。

(2) 救急活動におけるICT技術導入

救急業務の効率化・スマート化に向けた取組の一環として、救急活動における作業の簡素化を目的に、消防本部や有識者により構成された連絡会でIoTやRPA等の先進技術を活用した傷病者の観察情報のデジタルデータ化、情報の自動入力等を検討するとともに、消防本部の協力を得て実証実験を行う予定としています。

実証実験の検証結果を基に、救急活動時間の短縮効果や労務負担の軽減状況等について検討し、救急現場で活用可能な技術をカタログ化し、消防本部への導入を促進していくこととしています。

(3) 蘇生ガイドライン改訂への対応

2020年は、5年に一度、国際的に統一した蘇生ガイドラインが公表される年に当たるため、蘇生ガイドライン改訂に伴う諸課題に関する調査・分析を行うWGを設置するとともに、明確な情報収集に努め、改訂に対応する提案を行う予定としていました。

しかしながら、令和2年5月28日、日本蘇生協議会(JRC)から、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、国際的な蘇生ガイドライン改訂を受けた日本版JRC蘇生ガイドライン2020(G2020)の作成を当初の予定から少なくとも半年間延期し、ドラフト版作成は令和3年3月を予定することが発表されました。

このことから、今年度のWGの運営予定も見直しを行い、一般市民・通信指令員・救急隊が行う心肺蘇生法等に係る各要領の改訂作業等については、G2020ドラフト版の作成後の令和3年3月以降に速やかに検討を開始す

ることとし、それまでの間は検討の枠組み等の整理を行うこととしました。

(4) 救急安心センター事業（#7119）の全国展開に向けた検討

救急安心センター事業（#7119）のさらなる普及を進め、「日本全国どこにいても#7119が繋がる体制」、すなわち#7119事業の全国展開の実現を目指し、「#7119の全国展開に向けた検討部会」を設置し、具体的な対応方策の検討を進めることとしました。

検討部会では、救急安心センター事業の普及に向けたこれまでの取組を振り返るとともに、未実施団体（都道府県、代表消防本部等）へのアンケート調査や、実施団体及び未実施団体を代表した4自治体へのヒアリングを通じて、本事業の全国展開に向け解決すべき課題を6項目に整理した上で、それぞれに対して考えられる解決策を検討し、具体的な検討状況や得られた成果を令和2年8月に「中間報告書」としてとりまとめ、消防庁ホームページに公開しました。

(URL:https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/items/7119/05/shiryou2.pdf)

今後は、事業実施効果の分析・明確化や、事業の底上げ（質・利便性・効率性の向上）など、未だ検討すべき事項が残されていることから、年度内の最終報告に向けてさらに議論を深めていく予定です。

(5) 救急隊の感染防止対策（新規検討項目）

近年の国際的な感染症の流行を背景として、「平成30年度救急業務のあり方に関する検討会」において、その時点の最新の医学的知見を踏まえた「救急隊の感染防止対策マニュアル（Ver.1.0）」及び消防機関における感染防止管理体制について検討を行い、消防庁ではその結果をとりまとめて全国の消防本部に周知しました。

そのような中、令和元年12月、中華人民共和国において確認された新型コロナウイルス感染症は世界的な流行を認めており、わが国においても、令和2年1月に国内初の感染者が確認されて以降、現在も多数の患者が発生しています。

各消防機関において保健所等が行う新型コロナウイルス感染症陽性患者等の移送に対する協力や、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者からの救急要請に対する対応を行っていることから、消防庁ではこれまで業務に従事する救急隊員の感染防止対策の徹底について周知を図ってきました。

そこで、本検討会においても、今般、当初の検討事項に追加して、新型コロナウイルス感染症患者への対応の中で得られた経験等を踏まえた、「救急隊の感染防止対策マニュアル (Ver.1.0)」の改定に取り組むこととし、新たにワーキンググループを設置し、検討することとしました。

(6) その他 (報告事項)

ア 救急業務に関するフォローアップ

平成29年度から開始した救急業務に関するフォローアップは、アンケート調査により全国の救急業務の現状を把握するとともに、都道府県の担当部局とともに消防本部を個別訪問し、現状及び課題の認識の共有並びに必要な助言を行うことを目的として、令和元年度までの3年間で47都道府県を一巡しました。

令和元年度の本検討会において、「更なるステップとして、都道府県及び消防本部が認識した各地域における課題や問題点への対応策について継続したサポートが必要である」と提言されたことを受け、令和2年以降も継続してフォローアップ調査を行うこととしました。

令和2年度から行うフォローアップ調査は、その内容をより効果的なものとするため、実施方法について、各都道府県への訪問を3年に1回から4年に1回とすること、個別訪問時のヒアリングについては、都道府

県との連携を継続しつつ、各地域における課題をより深く理解するために、消防庁が主体的に実施することといった点等を変更して実施することとしており、各地域における救急業務の円滑な推進に資するための必要な助言を行っていきます。

イ 救急安心センター事業 (#7119) 担当者及び普及促進アドバイザー連絡会

各実施団体における#7119やアドバイザーの現状や課題の共有、さらには実施団体間の連携を深めることを目的として、平成29年度から連絡会を設置し、これまで医療機関の負担軽減効果や相談ごとに取得する情報の整理、事業の検証体制及び事業効果の算定等について検討を行ってきました。

令和2年度は、これまでの連絡会における検討経過及び#7119の全国展開に向けた検討部会における検討を踏まえ、事業の質の維持・向上や実施団体における事業効果などを中心に検討を行う予定としています。

おわりに

令和2年度救急業務のあり方に関する検討会の開催スケジュールは図2のとおりです。

年度末の報告書発出に向け、引き続き精力的に議論を行っていきます。

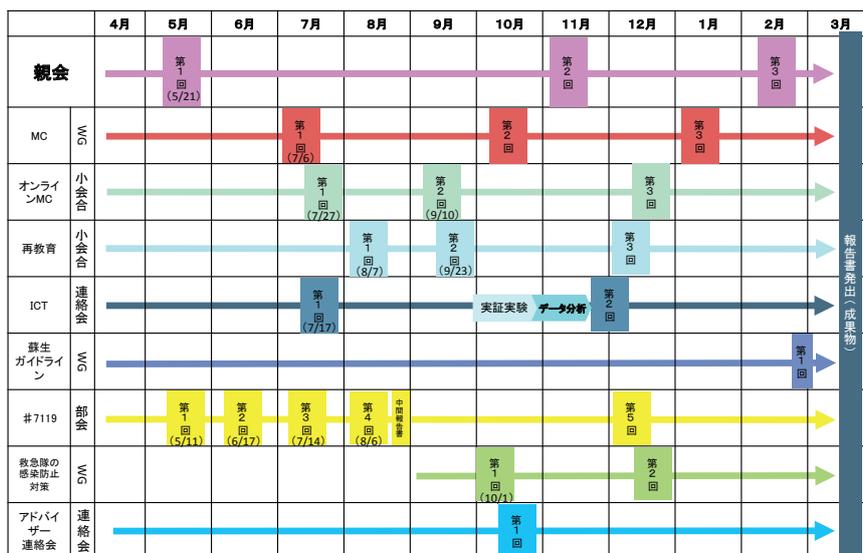


図2 令和2年度救急業務のあり方に関する検討会 検討スケジュール (案)

問合わせ先

消防庁救急企画室
TEL: 03-5253-7529